

第 94 回女性に対する暴力に関する専門調査会（平成 30 年 7 月 27 日・中央合同庁舎）Paper

フランスのセクシュアル・ハラスメントに係る法制度

平成国際大学名誉教授 山崎文夫

- 一 刑事規制～2012 年法を中心に
 - 二 附帯私訴による被害者の損害賠償・被害者支援
 - 三 職場における労働者保護・防止体制
- おわりに

- 一 刑事規制～2012 年法を中心に

1 1810 年ナポレオン刑法典

フランス 1810 年刑法典は、強姦罪(*crime de viol*)とその他の強制わいせつ罪(*autre attentat à la pudeur*)を区別していなかった(331 条)。両罪を区別して規定したのは 1832 年法だが、同法は、強姦罪の定義を置いていない(332 条)。立法者は、それを時代の社会通念に基づく裁判所の解釈に委ねたのである¹。

裁判所は、様々な解釈を示したが、代表的な判例である破毀院刑事部 1857 年 6 月 25 日判決(*Cass. crim., 25 juin 1857, S. 1857, I, 711.*)は、「強姦罪は、法律により定義されておらず、この犯罪の特別の性格及びそれが被害者及び家族の名誉にもたらしうる結果の重大性に基づき、その構成要素を採求し認定する権限は裁判官に属する。この犯罪は、同意のないことが、人に対する身体的又は精神的暴行によるものであれ、被害者の意思のあざかり知らぬ加害者が目指す目的を達成するための、その他の強制(*contrainte*)又は不意打ち(*surprise*)の手段によるものであれ、人をその意思に反してもてあそぶことにある。」としていた。

その後の破毀院刑事部 1960 年 4 月 29 日判決(*Cass. crim., 29 avril 1960, S. 1960, Juris., 253.*)、破毀院刑事部 1973 年 7 月 10 日判決(*Cass. crim., 10 juill. 1973, No de pourvoi: 73-90104*)も、同様の解釈をしていた。学説も、20 世紀後半には、同様の解釈をしている²。

2 1980 年刑法典改正

1978 年に行われたある強姦事件裁判が契機となり、刑法典 332 条改正の機運が高まった³。1980 年刑法典改正(L.no 80-1041 du 23 déc. 1980)は、同条等を次のように改正した。

「332 条 暴行、強制又は不意打ちによる、他人の身体に対する性的貫入行為は、その性質にかかわらず、強姦罪を構成する。その未遂も同様とする。／強姦は、5 年以上 10 年以下の有期懲役に処する。／強姦が、妊娠、疾病、身体的若しくは精神的障害により特に脆弱な人に対して、15 歳以下の児童に対して、武器を用いた脅迫により、2 人以上の行為者若しくは共犯者により、自然若しくは養子縁組による被害者の正統な尊属により、被害者に対する権限を有する者により、又は職務上の権限を濫用する者により犯されたとき、強姦は 10 年以上 20 年以下の有期懲役に処する。」

「333 条 15 歳以下の未成年以外の人に対して、暴行、強制又は不意打ちを用いて犯した強制わいせつは、3 年以上 5 年以下の拘禁及び 6 千フラン以上 6 万フラン以下の罰金又はそのいずれかに処する。その未遂も同様とする。／前項の強制わいせつは、疾病、身体的若しくは精神的障害又は妊娠により特に脆弱な人に対して、武器を用いた脅迫により、被害者の正統な尊属によ

¹ Danièle Mayer: Le nouvel éclairage donné au viol par la réforme du 23 décembre 1980, D. 1981, chronique, p.283.

² Dictionnaire de droit, I, Dalloz, 1966, pp.206 et s.

³ 拙著①『改訂版セクシュアル・ハラスメントの法理』労働法令（2004 年）43 頁以下。

り、被害者に対する権限を有する者により、2人以上の行為者若しくは共犯者により、又は職務上の権限を濫用する者により犯されたとき、5年以上10年以下の拘禁及び1万2千フラン以上12万フラン以下の罰金又はそのいずれかに処する。その未遂も同様とする。」

改正法は、強姦罪の定義を明確化し、当時すでに不当と評価されていた性による差別をなくして男女共通の犯罪とするとともに、風俗に対する犯罪の抑圧をより効果的にすることを目的としていた¹。この法律の起草者は、被害者の同意のないことが強姦罪の本質的要素であると考え、法案審議中、強姦罪の本質は性的行為の事実よりも被害者の同意侵害にあると述べた²。

犯罪の成立には故意が必要であるが、改正法は、実際に故意を示すものは、条文が規定する暴行、強制又は不意打ちという三つの手段を用いることであり、それは、被害者の同意の不存在を明確に推認させるという構造を採用している。これは、前述の破毀院判例に従ったものである³。

同条にいう強制とは、身体的又は精神的なものをいい、身体的強制とは、望むものを得るために身体的圧力を行行使する行為をいい、精神的強制とは、人又はその近親者を苦しめる、あるいはその財産を侵害すると脅迫することをいう⁴。具体的には、身体的強制には、あからさまな暴行ではないが身体を寄せて被害者を動けなくして行為に及ぶことが含まれる。

精神的強制には、職務上の地位利用によるものが含まれる。破毀院刑事部1993年10月5日判決(Cass. crim., 5 oct. 1993, No de pourvoi: 93-83374)は、使用者の地位利用により被害労働者が抵抗しなかった性行為を強姦罪により有罪としている。最近も、1992年刑法典下の事件だが、介護施設上司による緊張して抵抗できない新任女性職員に対する性的身体接触を強制わいせつ罪(性的攻撃罪)で有罪とした例がある(執行猶予付6か月の拘禁、ポー控訴院2014年6月19日判決)⁵。

不意打ちには、脈絡なく相手の身体に接触することが含まれる。

なお、1992年刑法典改正(L.no 92-684 du 22 juill.1992)は、強姦罪等に、暴行、強制又は不意打ちのほかに、脅迫(menace)の構成要素を加えている。

以上述べたように、フランスでは、1980年刑法典の下、強姦罪と強制わいせつ罪の対象範囲は、男女共通の幅広いものとなっている。

3 1992年刑法典

1992年刑法典は、次のように、強姦罪及び強制わいせつ罪を強姦罪と性的攻撃罪(aggression sexuelle)に改編して、人に対する犯罪とするとともに、新たにセクシュアル・ハラスメント罪(harcèlement sexuel)を創設した⁶。

「第3節 性的攻撃／222-22条〔性的攻撃〕 性的攻撃とは、暴行、強制、脅迫又は不意打ちを用いて犯すあらゆる性的侵害をいう。

第1段 強姦／222-23条〔強姦〕 いかなる性質であれ暴行、強制、脅迫又は不意打ちを用いて他人に対して犯す性的貫入を強姦とする。／強姦は15年の禁錮に処する。

222-24条〔加重的強姦〕次に掲げるとき、強姦は20年の禁錮に処する。／1恒久的切断又は身体的障害を引き起こしたとき。／2 15歳以下の未成年に対して犯したとき。／3年齢、疾病、障害、身体的若しくは精神的欠陥又は妊娠に起因する特別の脆弱性が明白な又は行為者がそれを認識する人に対して犯したとき。／4自然若しくは養子縁組による正統な尊属又は被害者に対し権限を有するその他の者が犯したとき。／5職務により得た権限を濫用する者が犯したとき。／6行為者又は共犯者として複数の者が犯したとき。／7武器を用い又は武器の脅迫を用いて犯したとき。……

¹ Robert Vouin et Michèle Laure Rassat, *Droit pénal spécial*, 5e éd., Dalloz, 1983, p.423.

² D. Mayer, *op.cit.*, p.284.

³ R. Vouin et M. L. Rassat, *op.cit.*, p.426.

⁴ Michèle-Laure Rassat, *Droit pénal spécial*, Dalloz, 1996, pp.445 et s.

⁵ 拙稿④「セクシュアル・ハラスメント被害者から見た均等法」ジェンダーと法14号(2017年)26頁。

⁶ 前掲拙著①47頁以下。

第2段 その他の性的攻撃／222-27条〔強姦以外の性的攻撃〕 強姦以外の性的攻撃は、5年の拘禁及び50万フランの罰金に処する。

222-28条〔加重的性的攻撃〕……

第3段 セクシュアル・ハラスメント／222-33条〔セクシュアル・ハラスメント〕 職務により得た権限を濫用する者が、性的好意を得ることを目的として、命令、脅迫又は強制を用いて、他人にハラスメントする行為は、1年の拘禁及び10万フランの罰金に処する。」

セクシュアル・ハラスメント罪創設は、1980年法により、強姦罪が男女共通の犯罪となり、暴行、強制、脅迫（1992年）、不意打ちという犯罪構成要素が明確化されるとともに性犯罪の対象範囲が広くなり、かつ、その規制が強化された脈絡のなかで行われたものである。これについては、国内における法制定の機運とともに、加盟国にセクシュアル・ハラスメント防止に関する行動をとるよう勧告するEC委員会「職場における男性と女性の尊厳の保護に関する勧告」（1991年）などの一連のEC（EU）活動の影響が指摘されている¹。

1992年刑法典の下では、毎年平均80人がセクシュアル・ハラスメント罪で有罪判決を受けている²。

4 2012年法

セクシュアル・ハラスメント罪は、1998年法（L.no 98-468 du 17 juin 1998）による部分改正を経た後、フランスのヨーロッパ社会憲章批准（1996年）を受けた2002年社会近代化法（L.no 2002-73 du 17 janv.2002）により、次のように、職務権限濫用の要素が削除され、職場の同僚その他の者によるセクシュアル・ハラスメントも規制対象とされた³。

「222-33条〔セクシュアル・ハラスメント〕 人が性的好意を得ることを目的として、他人にハラスメントする行為は、1年の拘禁及び1万5千ユーロの罰金に処する。」

ところが、同規定は、憲法院2012年5月4日の合憲性優先問題判決（Décision no 2012-240QPC du 4 mai 2012）により、罪刑法定主義に反する憲法違反として即時無効とされたため、急遽、政府が法案を作成し、セクシュアル・ハラスメントに関する2012年8月6日の法律（L.no 2012-954 du 6 août 2012）により、セクシュアル・ハラスメント罪は、次のように規定された⁴。

「222-33条 I セクシュアル・ハラスメントとは、ある人に対して、その下劣的若しくは屈辱的な性質のゆえに、その人の尊厳を侵害し、又は脅迫的、敵対的若しくは不快な状況を創り出す、性的性質を有する言葉又は行動を反復的に押し付ける行為をいう。

II 行為者本人又は第三者のために、性的性質を有する行為を得ることを真実又は外観的な目的として、重大な圧力形態を行使する行為は、反復性の有無を問わず、セクシュアル・ハラスメントとみなす。

III I及びIIに掲げる行為は、2年の拘禁及び3万ユーロの罰金に処する。／これらの刑は、行為が次に掲げるものであるとき、3年の拘禁及び4万5千ユーロの罰金に処する。／1 人が職務権限を濫用したとき。／2 15歳以下の未成年になしたとき。／3 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的欠陥又は妊娠状態のゆえに特別の脆弱性が明白な又は行為者がそれを認識する人になしたとき。／4 経済的又は社会的状態の不安定による特別の脆弱性又は依存性が明白な又は行為者がそれを認識する人になしたとき。／5 正犯又は共犯として行為する複数の人により犯されたとき。」

この規定は、原則として相手方への身体的侵襲のない言葉、身振り等による言動を規制するものであり、身体侵襲を伴う行為には、性的攻撃罪が適用される。222-33条Iにいう「押し付ける(imposer)」との文言は、公然わいせつ罪のそれと同じである。これについては、スーパー売場主任による女性店員の拒絶にもかかわらずなされた、執拗かつ度重なる口頭又はメールによ

¹ 前掲拙著①47頁。

² 拙著②『セクシュアル・ハラスメント法理の諸展開』信山社（2013年）181頁。

³ 前掲拙著①382頁以下、464頁。

⁴ 前掲拙著②181頁以下。

る性的性質を有する誘いを有罪とした例がある（1500 ユーロの罰金、破毀院刑事部 2015 年 11 月 18 日判決）。また、同条Ⅱにいう「重大な圧力形態(*toute forme de pression grave*)を行使する行為」には、採用、昇給等の利益や、解雇、配転等の不利益を代償として提示することが含まれる（2012 年 8 月 7 日司法大臣通達）¹。

なお、従来とは異なり、2012 年法によるセクシュアル・ハラスメント罪の規定は、一般的効力を有するものとして制定されており、職場のみならず、すべての分野、とくにスポーツや教育の分野に適用される（前掲司法大臣通達）²。

この規定は、道路、地下鉄等の公共空間における痴漢(*frotteurs*)にも適用されるものであり、痴漢に対しては、性的攻撃罪、公然わいせつ罪、公然侮辱罪等も含めて刑事規定の及ばない行為は極めて少ない。しかし、現実には、加害者や若い女性がこれらの知識を有しないことが多いことや、告訴手続等の煩雑を嫌悪する被害者が多いことから、政府は、2018 年 3 月、人の尊厳を侵害する無礼な行為、口笛、卑猥な注目、追尾等のストリート・ハラスメント(*harcèlement de rue*)を処罰する性差別的侮辱罪(*outrage sexiste*)を新設する法案を議会上に上程し、現在、法案審議中である。同罪は、罪刑法定主義、比例原則、行為の性質、手続等を考慮し、交通違反同様の警察官の調書作成による罰金刑（90 ユーロ）のみの違警罪(*contravention*)とするものである³。

二 附帯私訴による被害者の損害賠償・被害者支援

フランスでは、被害者が加害者から損害賠償を得る方法は、被害者がセクシュアル・ハラスメント罪や性的攻撃罪で加害者を告訴して民事原告となり、有罪判決が下された後、刑事裁判の附帯私訴により賠償を命じてもらう方法が一般的である（わが国では損害賠償命令制度）。被害者は、民事裁判により損害賠償を請求することもできるが、民事裁判より迅速かつ安上がりで、証明が容易で効果的であるという理由から附帯私訴を利用する傾向がある⁴。

また、政府は、セクシュアル・ハラスメント被害者に対して、1 か月以上労働不能となった場合の損害の全額補償等を定める犯罪被害者補償制度の利用を推奨している⁵。

なお、フランスでは、セクシュアル・ハラスメント等に関して、設立 5 年以上の要件等を満たす性暴力闘争団体⁶や労働組合等の被害者保護団体に対して民事原告となる訴権が認められており、これらの団体は、被害者に対する相談、支援、訴訟援助、訴訟参加に重要な役割を果たしている⁷。これらの団体は、被害労働者の解雇・退職事件においても同様の役割を果たしている。

三 職場における労働者保護・防止体制

フランスは、1992 年刑法典制定時に、労働法典を改正し、セクシュアル・ハラスメント防止や被害者の雇用保護規定を定めている⁸。

使用者は、一般的なセクシュアル・ハラスメント防止義務を負い、その防止に必要なあらゆる措置をとる義務を負う。労働法典は、被害者に対する解雇及び懲戒を無効とするとともに、労働者が被害を受けたこと又は拒絶したことを理由として解雇や懲戒を受けない旨を就業規則に記載することを使用者に義務付け、また、使用者に加害者の懲戒処分義務を課し、就業規則にその旨記載することを義務付けている。

¹ 前掲拙稿④21 頁以下、前掲拙著②202 頁以下。

² 前掲拙著②204 頁。

³ Jean-Claude Planque: Ne créez pas le délit d'outrage sexiste !, JCP, G., 11 déc. 2017, p.2264.; HCEfh, Avis sur le harcèlement sexiste et les violences sexuelles dans les transports en commun(2015).

⁴ 前掲拙著①76 頁。

⁵ 前掲拙著②217 頁。

⁶ AVFT（職場における女性に対する暴力反対ヨーロッパ協会・本部パリ）等。

⁷ 前掲拙著①61 頁以下。

⁸ 前掲拙著①54 頁以下。

なお、顧客等による第三者ハラスメント(harcelement commis par un tiers/third party harassment)被害は、わが国同様、使用者の措置義務の対象であり、民事上、同僚等によるものと同様に、使用者の債務不履行により労働者が退職を余儀なくされたか否かが問題となる¹。

フランスでは、労働者の他に、採用応募者、研修生等も労働法典の保護を受けることができ(L.1153-2条)、労働者同様、セクシュアル・ハラスメントを被った後すぐに行われる報復的な差別行為は、1年の拘禁及び3,750ユーロの罰金に処せられる(L.1155-2条)²。

フランスでは、セクシュアル・ハラスメント防止に従業員選挙等で委員が選出される従業員代表制が活用されている。すなわち、労働条件安全衛生委員会(労働者50人以上の事業場に設置)及び従業員代表委員(délégué du personnel・同10人以上)である。前者は、職場の安全衛生に関する使用者の諮問機関であり、セクシュアル・ハラスメント防止計画の策定・実施等を行う。同委員会は、わが国の労働安全衛生法上の安全衛生委員会に相応する機関である。後者は、主として従業員の苦情処理を担当する委員であり、セクシュアル・ハラスメント等に関して使用者に適切な措置を求める通報権を有しており、通報を受けた使用者は遅滞なく従業員代表委員とともに調査し、必要な措置をとらなければならない。同委員は、使用者に対する被害者の被害申立に同行し、立会うことができる。同委員には、労働裁判所への提訴権、有給の活動時間保障と解雇保護がある³。

フランスでは、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口は多様であり、使用者の相談窓口とこの2者のほかに、企業委員会(使用者による情報提供・諮問機関、労働者50人以上の事業場に設置)、労働組合代表(同50人以上)、産業医、労働監督官が窓口となっている。政府のインターネットサイト(www.stop-harcelement-sexuel.gouv.fr)がこれらを掲示している。

このほか、2015年法(Loi no 2015-994 du 17 août 2015)により、労働法典に性差別的言動(les agissements sexistes)禁止規定が新設されている。すなわち、労働法典 L.1142-2-1条は、「何人も、人の尊厳を侵害する又は脅迫的、敵対的、下劣的、屈辱的、若しくは不快な環境を創り出す目的若しくは効果を有する人の性に関わるあらゆる言動と定義される性差別的言動を受けてはならない。」と規定する。これは、わが国の男女雇用機会均等法11条2項に基づく指針(平18・10・11厚労省告示615号)及び人事院規則10-10にいう性別役割分担意識に基づく言動に相応する概念である。「ジュリーちゃん、コーヒーいれて。それくらいできるだろう。」等の言動である。2015年法は、ただし、性差別的言動を性差別の一種とも、セクシュアル・ハラスメントの発現とも考えていない。法は、それを、セクシュアル・ハラスメントと同様に使用者が防止義務を負う職業リスクとみなし、労働安全衛生の担い手である使用者及び労働条件安全衛生委員会に、その対応を委ねたのである。その活動は、啓発活動及び研修活動に重点が置かれている⁴。

おわりに

以上に述べたように、フランスのセクシュアル・ハラスメントに係る法制度は、刑法典の規定が中心だが、そのアプローチは多様である。

その法制度は、わが国とは異なるが、わが国でも、2017年刑法改正(平成29年法律第72号)により、強姦罪は強制性交等罪として男女共通の犯罪となり、その人的対象は拡大した。しかし、強制わいせつ罪を含めて、暴行・脅迫要件は見直されていない。この法律の附則には、3年後見直し規定が盛り込まれており、まず、その見直しの際に暴行・脅迫要件の緩和が望まれる。

¹ イビデン事件・最一小判平30・2・15裁判所HP(使用者は、雇用契約上の付随義務として、使用者が就業環境に関して労働者からの相談に応じて適切に対応すべき義務(以下「本件付随義務」という。)を負う)。Cass. soc., 1 mars 2011, no09-69616, Cass. soc., 19 oct. 2016, no 14-29623, no 14-29624.

² 前掲拙著①59頁以下。

³ 前掲拙著①73頁以下、拙稿⑧「フランスにおけるセクシュアル・ハラスメント防止と従業員代表制」(『現代雇用社会における自由と平等』信山社近刊所収)。

⁴ 前掲拙稿⑩。

つぎに、均等法 11 条（事業主の雇用管理上の措置義務）に基づく指針は、措置の内容として (1)事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、(2)相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、(3)事後の迅速かつ適切な対応、(4)相談者・行為者等のプライバシー保護、相談者・協力者等への不利益取扱禁止及びその周知・啓発を示しているが、これらの措置は、概ね、アメリカ合衆国の EEOC（平等雇用機会委員会）ガイドライン（1990 年）や、既に述べた EC 委員会の勧告（1991 年）が示す方向と一致する。また、フランス破産院も、使用者はハラスメントについて事後に適切な対応をしても、従業員への周知啓発等の防止措置をとっていなければ、安全配慮義務違反により被害者に損害賠償責任を負う旨判示している（社会部 2016 年 6 月 1 日判決）。使用者の措置の具体的内容は、国によりそれほど異なるものではない¹。

わが国では、防止体制の基本である現在指針に定められている上記(1)~(4)を可能な限り均等法 11 条等の本則に規定するとともに、セクシュアル・ハラスメントの定義及び禁止規定を明文化し、とりわけ、被害者に対する解雇等の不利益取扱禁止を強化すべきである。そして、その防止活動の中心である企業において、経営層も含めて、その内容の周知徹底を図る必要がある。

*参考

「ドイツ刑法典 184 条 i [セクシュアル・ハラスメント] (1)性的と認められる方法により人の身体に触れ、それによりハラスメントする者は、2 年以下の自由刑又は罰金に処する。ただし、行為が他の規定により、より重い刑を科されるときは、この限りではない。」(2016 年 11 月新設、親告罪)

*参考

性的又は性差別的暴力に対する闘争強化法案（2018 年 7 月 5 日元老院採択・両院同数合同委員会付託）

「第 II 編（略）222-33 条改正規定〔*集团的サイバー・セクハラ対応規定付加〕

第 III 編 性差別的侮辱禁止規定／第 4 条……1 第 II 冊第 II 篇第 V 章第 1 節の 3 の後に、次に掲げる第 1 節の 4 を挿入する。／<<第 1 節の 4/性差別的侮辱/225-4-11 条 公共空間において、人に対して、下劣的若しくは屈辱的性質により人の尊厳を侵害する、又は脅迫的、敵対的若しくは不快な環境を創り出す、性的性質を有する又は人の性に関わる言動を押し付ける行為は、3,750 ユーロの罰金に処する。／公共空間において、人に対して、その性を理由として、脅迫的、敵対的又は不快な環境を創り出しその尊厳を侵害する行動を押し付ける行為は、3,750 ユーロの罰金に処する。／刑事訴訟法典 495-17 条に定める条件の下に、135 ユーロの定額罰金の支払いにより公訴権を消滅することができる。定額罰金の額は 90 ユーロまで減額し、375 ユーロまで増額することができる。／次に掲げるとき、性差別的侮辱は 7500 ユーロの罰金に処する。／1 職務上の権限を濫用する者が犯したとき。／2 15 歳以下の児童に対して犯したとき。／3 年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは身体的不全又は妊娠により脆弱性を有することが明白又は行為者がそれを認識する人に対して犯したとき。／4 経済的又は社会的状況の不安定による特別の脆弱性又は従属性を有することが明白又は行為者がそれを認識する人に対して犯したとき。／5 正犯又は共犯として行為する複数の人が犯したとき。／6 旅客集団輸送車両内又は旅客集団輸送手段へのアクセス場所において犯したとき。／7 被害者の真実又は推定による性的指向を理由として犯したとき。

¹ 前掲拙稿④29 頁以下。